



Title	アイヌ文化とアイヌ文化財制度の研究 : 台湾先住民族文化財との事例比較 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	陳, 由瑋
Citation	北海道大学. 博士(学術) 甲第15054号
Issue Date	2022-03-24
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/85408
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Yuwei_Chen_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（学術）

氏名： 陳 由 瑋

主査 准教授 落 合 研 一
審査委員 副査 准教授 山 崎 幸 治
副査 教 授 谷 本 晃 久

学位論文題名

アイヌ文化とアイヌ文化財制度の研究
—台湾先住民族文化財との事例比較—

当該研究領域における本論文の研究成果 本論文は、アイヌ民族の文化財（以下、「アイヌ文化財」という。）について、歴史学、文化人類学、博物館学、法学等の観点から学際的に、さらには台湾の原住民族や平埔族の文化資産（日本の文化財に相当する。）との比較をとおして研究し、アイヌ文化財に関連する法制度の全貌と、アイヌ文化財の保護の実情と課題を明らかにするとともに、今後の法制度や運用のあり方を検討したものである。本論文は、研究対象が先住民族の文化財であるだけでなく、アイヌ文化財の適切な評価のための特別な法制度や運用の必要性を、アイヌ民族が先住民族であることに基礎づけていることから、アイヌ・先住民学の分野に属する研究であると評価できる。その成果は、概ね以下の4点にあると認められる。

1. 台湾島にオーストロネシア語族が到来して以降、原住民族と平埔族の区別が生じた経緯から、戦後の台湾民主化の過程における原住民族の法的身分確立の経緯や、現在の平埔族による原住民族身分要求に至るまでの詳細な通史的叙述は、日本のアイヌ・先住民学だけでなく、台湾史や政治史の観点からも貴重である。また、台湾の文化資産制度史、とりわけ日本統治時代の文化資産の調査や法制に関する成果は、日本近代史に対しても新たな通史的視点を提供するものである。さらに、戦後日本の文化財保護法の成立と改正経過にとどまらず、明治から現在までの文化財に関する法制全般の変遷をたどった第3章の成果は、近代日本法制史の観点からも貴重である。

2. 本論文において議論の前提となる「文化」と「アイヌ文化」について、「伝統」と「現代」、「事実」と「規範」、「共通性」と「多様性」、「emic（当事者の視点）」と「etic（第三者の視点）」というマトリックスを用いながら、日本と台湾の民族学、文化人類学、歴史学、法学等の各研究領域における概念を比較し、その差異を検討した第2章は、国際的・学際的な研究を特徴とするアイヌ・先住民学ならではの成果といえる。

3. 「民族」は、「文化」や、それを共有することによりもたらされる共通の「帰属意識」によって人々を区別する概念であり、文化的差異が相対化するほど、法律や施策の対象となる民族を捉えにくくなるため、施策等の検討においては、伝統的な文化の維持が重視される傾向にあるが、近年、文化人類学、博物館学等において、民族の伝統的な文化のみを強調することには、文化本質主義につながるなどの批判がある。本論文では、他民族から影響された文化や、現代の人々が創造する新しい文化をも含むものとして「アイヌ文化」を広範に捉えながら、「アイヌ文化財」の真正性や完全性の尊重の重要性が説かれているが、この論理構成は、「アイヌ文化財」の適切な保護をとおして伝統的な「アイヌ文化」の維持を図りながら、現代の人々の文化創造の自由をも保障しうるのであり、「アイヌ文化」が抱えるディレンマを克服するひとつの具体的方途として高く評価できる。

4. 一般的に法学では、異なる民族の文化財であることのみに基づいて異なる文化財法制の必要性を正当化することはできないが、第4章では、アイヌ文化・民族に関連する日本の判例や法律、「先住民族の権利に関する国連宣言」等から、アイヌ文化・民族に対する国の法的・政治的責務を明らかにするとともに、日本と台湾における先住民族文化財行政の実情等から、多数民族と

先住民族との間には自文化の享有や維持の環境に大きな格差があることを指摘しており、アイヌ文化財法制の必要性を文化享有格差の是正という国の責務に基礎づけることに成功している。また、アイヌ文化・民族に関する適切な理解が国民に広まり、文化享有格差が是正されてきたならば、文化財法制を再度一元化すべきであり、そこでアイヌ文化財が高く評価されれば、真に民族共生のための文化財制度になったといえるとの提言も、今後の学術的検討を促すものである。

審査委員会では、①「文化」概念の分析で参照した各研究領域の文献等にやや偏りがあること、②台湾の原住民族や平埔族の文化資産法制度の運用における課題の分析が不足していること、③和人との文化享有格差は、アイヌ民族以外の日本の少数民族にも認められること等が指摘されたが、口頭試問では、本人から補足説明や今後の展望が示された。①については、日本と台湾の各学問領域の「文化」概念を網羅的に研究した意義が大きく、②については、台湾での研究の深化が期待され、③については、少数民族よりも先住民族の文化に対する配慮が優先されるべき理由が示された日本の判例に言及しており、いずれも本論文の価値を損なうものではないと評価された。

学位授与に関する委員会の所見 以上の審査の結果、審査委員会の全委員は、本論文の著者である陳由瑋氏に博士（学術）の学位を授与することが妥当であるとの結論で一致した。